

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤においては、これまでの固定回線系におけるブロードバンドのみならず無線技術の発達によりWiMAX や次世代 PHS、LTE 等による数十 Mbps～数百 Mbpsレベルのブロードバンド化が可能になり、各通信事業者が各自治体と連携してブロードバンド整備を実施しているところと認識しております。</p> <p>また、その整備方法におきましてもIRU方式等により積極的にブロードバンドを推進してきた自治体もあります。</p> <p>そもそも「超高速ブロードバンド」の定義及び必要性の整理が必要であると考えており、今後のすべての通信をIPネットワーク上で行うのであれば無線系による対応も可としても良いと考えており、必ずしも「光」に限定する必要は無いと考えております。しかしながら、今後の多様性も考え光波長多重方式(光伝送インターネット通信用とTV/FM電波伝送用の重畳)等の必要性もあるのであれば、『光ケーブル』と限定した話となると思われます。</p> <p>今回の総務省からの意見募集におきましては『光の道』を大前提としたものでありますので、『光ケーブル』前提で意見を述べさせていただきます。</p> <p>現在、ユニバーサルサービスにおきましてはメタル回線によるもので、通信速度も最大 128kbps(ISDN によるもので ADSL 除く)と現在のインターネット通信におきましてもナローバンドに位置付くものと思われます。また、メタル回線では、ADSL 通信においてもDSLAM からの距離及び伝送損失による安定性の問題もあり制限要素が多い為、今後の情報化社会におきましてインターネット通信のみならず、地上波デジタル放送の伝送路等も含めまして光アクセスラインの 100%普及が必要と考えております。</p> <p>しかしながら、光アクセスライン 100%を目指す為にはその必要性の予測・前提条件が必要不可欠であり、単純なインターネット通信による速度だけでは必ずしも『光の道』が必要とは言えず、今後どのように各家庭で光伝送路による情報化を進めるかより具体的な話をしていく必要があると思ひます。</p> <p>その上で、既存のメタル回線の光ケーブルへの巻き取りを含めたメタル縮退の話も具現化していくと思われます。</p> <p>極論で申し上げますれば、アクセスラインがメタル回線であっても、上位ネットワークを NGN 等で構成することも可能で、電話だけの利用で光回線化を進めるのであれば通信事業者の立場で考えた場合、採算性の懸念もあると思われます。また、メタル回線を</p>

	<p>光ケーブルへ巻き取るにあたり、レガシー系サービスを生かした状態で光アクセスラインへ巻き取ることを考えるとメディアコンバータ等光/メタル変換装置等が必要となり、これらの負担をどこで負担するのも問題になると想定されます。</p> <p>総務省として 100%『光の道』を目指すのであれば、レガシー系サービスを光アクセスラインへ巻き取る場合の費用負担、もしくはNGN等次世代通信網サービスへの移行補助をどのようにしていくのかを取り決めていかなければ、具体的な話へ進まない懸念があります。</p> <p>これまで NTT 東日本・西日本、電力系通信各社は自前で光アクセスラインを整備してきました。採算性が合わず通信事業者が光アクセスラインを展開出来なかった地域におきましてはIRU等による行政との連携により整備を進めてきており、今後の未整備エリアへの光化につきましては、最大限各行政へのIRU推進が望ましいと考えております。総務省は補助必要有無判定基準・補助算定基準の明確化を実施し、100%光化を目指した指針を出して頂きたいと存じます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド向上を考える中で、そもそも本当に超高速ブロードバンドを必要としている需要予測及び需要アップ施策が必要と考えております。電話だけ利用したい傾向が強いエリアに各家庭に光アクセスラインを敷設しても不採算となる可能性が高いと考えられ、そのようなエリアでは携帯電話事業者による電話・超高速無線通信の提供が向いていると考えられます。</p> <p>仮に、光アクセスラインが NTT 東日本・西日本から切り離された第三の事業者で運営となったとしても、光アクセスラインを集約したNTTビル等に各通信事業者が伝送装置及び中継伝送ネットワークを構築しなければ、長高速ネットワークサービスの展開は望めません。NTT 東日本・西日本におきましても、ダークファイバーの貸出料金におきましても公平な料金としており、第三の事業者が運営した場合に、真に光アクセスラインが今以上に廉価に貸出可能となるか検証する必要があると考えております。また、廉価に貸出可能となった場合でも、NTT 東日本・西日本以外の通信キャリアが上記に述べる伝送設備を構築して頂けるのか検証する必要があります。</p> <p>また、レガシー系サービスにおきましても他事業者のメタル回線の故障修理も NTT 東日本・西日本が修理を実施しており、光アクセスラインにおきましても同様のことが言えます。公正競争の観点からもこれまでNTT 東日本・西日本は平等に扱っており、これらが第三の事業者で運営した場合に真に今以上に良くなるのか疑問であります。</p> <p>NTT 東日本・西日本の組織のあり方においては、東西に跨るお客様の立場になると、東西統一した会社となるべきと考えております。また、光アクセスラインを NTT 東日本・西日本から切り離すのであれば、メタル回線におきましても切り離す必要があると</p>

考えており、その際に真に現在より良くなるのかあらゆる観点から検証を総務省は実施すべきと考えております。

以上、よろしく願いいたします。